

軽井沢町議会の議員の定数に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、軽井沢町議会の議員の定数を16人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年1月1日以降の最初の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行する。

（軽井沢町議会の議員の定数を減少する条例の廃止）

2 軽井沢町議会の議員の定数を減少する条例（平成元年輕井沢町条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月27日条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日以降の最初の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行する。